

これは昨年の夏の安保国会で最も多く追及された最大の追及の論点であったものでございます。

安倍内閣は、一昨年の七月一日の閣議決定により、限定的な集団的自衛権なるものを合憲としました。しかし、憲法制定以来六十年以上、全ての内閣が、あらゆる集団的自衛権の行使は違憲であり解釈変更では実現は不可能、憲法九条の条文そのものを変えない限りできないと国会で答弁をしてきました。代表的な答弁では、鈴木善幸総理あるいは角田法制局長官など複数のものがあります。しかし、これを安倍内閣は突如解釈変更によって可能にしました。

委員長（岸宏一君） 次に、小西洋之君の質疑を行います。小西洋之君。

小西洋之君 民進党の小西洋之でございます。あした、二十九日に安保法制がいよいよ施行をされます。昨日結成した私ども民進党の綱領には「立憲主義を断固として守る。」と、そういうことを掲げさせていただいております。したがって民進党の使命、目的というのは、違憲立法を強行する安倍政権を打倒することにあります。

よって、私は、安保法制の憲法違反の核心というべき集団的自衛権行使の解釈改憲の不正のからくりについて追及をさせていただきます。実は、

しかし、実は、憲法九条の条文を変えない限りできないと言われていた集団的自衛権が突如可能になった、その安倍内閣の合憲の根拠はたった一つしかありません。（資料提示）今私が手に持っている昭和四十七年政府見解、今から四十四年前に作られた。これ、作った人たちが判を押しているわけですけれども、田中角栄内閣の内閣法制局長官、一番上の判ですね、吉國さん、左に行っていたら、次長の真田さん、そして第一部長の憲法解釈担当の角田部長でございます。このお三人が判を押して、国会、我が参議院に提出したこの昭和四十七年政府見解、これを改めて、四十、今年は四年で去年は三年ですけども、読んでみると、この中に集団的自衛権が合憲と書いて

あったというふうに安倍内閣は言っているわけでございます。この三人が集団的自衛権を含む論理をこの中に書いてあった、つまり元々合憲だった、だから解釈改憲ではないというふうに言っているわけでございます。そして、そのことが七月一日の閣議決定、一昨年の閣議決定にも明記をされています。

そのことをまず確認させていただきます。これから少し安保国会のおさらいをさせていただきますので、七月一日の閣議決定の集団的自衛権を合憲と言っている根拠の部分でございます。

まず一番、政府の解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。法的安定性とは関係ないというふうにおっしゃった磯崎総理補佐官がいますけれども、もう罷免しないとおかしいわけです。ただ、この質疑は安倍総理の内閣総辞職を求めめるので、先に行かせていただきます。したがって、従来の政府見解における憲法九条の解釈の基本的な論理の枠内で論理的な帰結を導く必要がある。

この一番で言っていることは、正しいことなんです。政府が憲法の解釈を変更したいと思ってもそれは歴代政府の解釈のあくまで基本的な論理の枠内、その中でなければ駄目だということでございます。

じゃ、安倍内閣が主張する基本的な論理は、下の二番に、この青い文字の固まりが全部それです。

一番、「この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。」。

これは、安倍内閣が限定的なる集団的自衛権を解禁したいいわゆる武力行使の新三要件、その基本的な考え方が書かれている箇所でございます。そして、今読み上げたものが、その次ですけれども、これが基本的な論理であり、そして、昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料、私が今掲げさせていただいています昭和四十七年政府見解のことです、「集団的自衛権と憲法との関係について」に明確に示されている。つまり、安倍内閣の解釈変更の閣議決定というものは、昭和四十七年政府見解の中に集団的自衛権を包含する論理、基本的な論理なるものが書かれているというふうに言っているわけでございます。

これを更に分かりやすく言いますと、先ほど御説明しました四十七年見解の中に集団的自衛権を許容する論理が含まれている。じゃ、いつ入ったのか。それは、まさに作ったときからでないと存在し得ないわけでございます。そのことも安倍内

閣ははっきり答弁をしています。昨年、安保国会の中の横畠長官の答弁です。

七月一日の閣議決定の基本的な論理、集団的自衛権を含むものについて、この四名ですね、さっき申し上げた三名の下には早坂さんという方が、課長クラスの方が判を押しているんですけれども、こつした作った方々の頭の中に集団的自衛権を合憲だとする論理があつて、それが四十七年見解の中に書き込まれたかというところ、横畠さんは、「そういう考え方を当時の担当者は皆持っていた」というふうに言っているところでございます。では、テレビの前の国民の皆さん、この七月一日の閣議決定の基本的な論理、この中に、どこに集団的自衛権が合憲と書いてあるのか、このことを御説明させていただきます。

(2)の青い固まりのところですね。今から申し上げる一行の中に入っています。「外国の武力攻撃によって、赤い文字です、「外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される」、実はこの言葉の中に集団的自衛権を可能とする論理が入っているふうに安倍内閣は言っているんです。集団的自衛権とどこにも一言も書いていませんね。皆さん、頭の中がクエスチョンかもしれませんけれども、この「外国の武力攻撃」、赤い文字をしつと御覧いただけますでしょうか。誰に対すると書いていないんですね、

誰に。確かに昭和四十七年見解のこれと全く同じ文言が、当時は鉛筆書きですけど、私の今手元のこの中にも全く同じ文言が書いてあります。

では、この一行をフリップにまとめましたので、これを御覧いただきたいと思えます。今読み上げました「外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される」、その一行を真ん中の箱に持ってきました。生命、自由というのは丸めておりますけど、意味は同じです。

この「外国の武力攻撃」、確かに誰に対すというふうには書いていないんです。しかし、書いていなくても意味は一つしか絶対にあります。我が国、日本国に対する外国の武力攻撃以外あり得ないんです。なぜならば、我が日本国は、我が議院内閣制の下で国会では、憲法ができたときから、憲法九条の下では専守防衛しかできない、日本国に対する外国の武力攻撃が発生したときにそれをね返す必要最小限度のこの正当防衛、この個別自衛権の行使しかできないと言っていました。ですから、当然、我が国に対する外国の武力攻撃しかあり得ないわけでございます。

しかし、安倍内閣は恐るべきことに、違つと言いはじめたわけでございます。我が国に対するは、当然含まれますよ、ただ、大事な方を、人を忘れていませんが、同盟国のアメリカさんを忘れてい

ないですかと安倍内閣は言い始めたわけでございます。下のオレンジ色の世界です。同盟国に対する外国の武力攻撃によって国民の生命などが根底から覆される、この同盟国に対するという言葉は「外国の武力攻撃」の前にもし付けることができるのであれば、この文章はどついう意味になるのでしょうか。具体的に当てはめましょう。

同盟国はアメリカ、外国はイランというふうにさせていただきます。同盟国アメリカに対する外国イランの武力攻撃によって国民の生命などが根底から覆されるという文章になります。アメリカに対するイランの武力攻撃という機雷敷設によってタンカーが通りにくくなって、石油が足りなくなつて日本国民の生命などが根底から覆される。安倍内閣が集団的自衛権の根拠として、立法事実として出してきて、そして安保国会で完全に論破されたホルムズ海峡が実はでき上がつてしまつわけでございます。

つまり、外国の武力攻撃という言葉に誰に對すると書いていないことに付け込んで、我が國に對するとしが読めないのに、これに同盟國に對すると読み替えた瞬間に、この文章が集団的自衛権を許容する文章になつてしまつわけでございます。こんなばかなことがあるのだからかといふことで、実はこの読替えのトリックですけれども、次のフリップをお願いいたします。

一 昨年七月に解釈改憲をやられてから、我が國會、衆議院、參議院を通じて、この読替えのトリックは分かりませんでした。明らかになつていませんで、私も分かりませんでした。それが初めて明らかになることができたのが、ちょうど今から一年前の三月二十四日の私の質疑でございます。

小西洋之君ですけれども、同盟國に對する外國の武力攻撃といふこともここに概念的に含まれる、そんなばかな話はありませんけれども、そんなばかなことを考えた法制局長官は横畠長官、あちらにいらつしやる方なんですけど、あなたが初めての方といふことでよろしいんでしょうかと聞きましたところ、横畠長官は、同様に考へていた人がいるかどうかは分かりませんが、この昭和四十七年政府見解そのものの組立てから、そのような解釈、理解ができる。つまり、同盟國に對する外國の武力攻撃といふふうには安倍内閣は読み替へてゐるわけでございます。

これと全く同じ答弁を安倍総理も安保國會の中で五月の二十七日、當時の民主黨の長妻先生に對して行つてゐる、全ての安倍内閣の閣僚が行つてゐるところでございます。

つまり、安倍内閣の解釈改憲とは、この昭和四十七年政府見解の中に、作つた當時から集団的自衛権が論理として書かれていたかどうか。これは、七月一日の閣議決定に書かれてゐると書いていま

すから、もうそれで決する。更にそれを掘り下げると、先ほどの文章、外國の武力攻撃によつて國民の生命、自由及び幸福追求の權利が根底から覆される、この外國の武力攻撃といふ言葉に同盟國に對するといふ言葉を読み替へることができるといふか。

かつ、これを作つた方々がそつう頭でいたといふふうには答弁してゐますから、作つた方々がわざと誰に對すると書かない外國の武力攻撃を書いて、同盟國に對するといふ言葉を読み替へることを許容してゐたかどうか、これを證明する問題に歸結するわけでございます。安倍内閣を倒すためにはこの一点だけをやればいんです。この昭和四十七年政府見解の中に本當に集団的自衛権が作られたときから合憲と書いてあつたのかどうか、これだけを実は證明すればいいわけでございます。実は、今からその證明をさせていただけますけれども、真相を知つていただければ中学生や高校生でも簡単に分かる不正、広辞苑や國語辭典によればペテンでありインチキです。なぜならば、これを作つた方々が集団的自衛権の行使を全否定してゐるからでございます。

実は、この昭和四十七年政府見解を作るきつかけになつた答弁がございます。作られたのは昭和四十七年の十月七日でございます。その僅か三週間前に、この作つた吉國內閣法制局長官に對して

社会党の水口宏三さんという方が集団的自衛権はできるのかという質問を重ねられました。絶対にできませんという答弁を重ねられて、最後に水口さんが政府の見解を出してくださいと言って、出てきたのがこれなんです。この判こをつけている次長の真田さん、その九月の十四日の約四か月前の五月の十二日に、やはり同じく水口先生から質問を受けて、集団的自衛権は絶対にできませんという答弁をしているところでございます。

ここで安倍総理に何わせていただきます。

一 昨年七月一日の閣議決定の前に、この起案文書、昭和四十七年政府見解を作成するきっかけになった昭和四十七年九月十四日の吉國法制局長官の議事録、私の手元に今ありますけど、これを安倍総理は御自身で読んだことがありますでしょうか。また、その約四か月前の真田次長の五月十一日の答弁を安倍総理は読んだことがあるでしょうか。余計なことは、吉國長官と真田次長の国会答弁、これを作る三週間前の吉國長官、その四か月前の真田次長の答弁を七月一日の閣議決定以前にあなた自身が、総理自身がお読みになったことがありますでしょうか。イエスかノーかだけで、時間稼ぎはせずにお答えください。

内閣総理大臣（安倍晋三君） もうこれは一昨年のことでございますが、一昨年、我々は閣議決定を行う……（発言する者あり）いや、済みませ

ん、ちょっと、勝手に決めないでください、これはちゃんとしたり取りをしましょうよ、小西さん。

一 昨年のごとくございまして、七月の一日に閣議決定をするに至るまで、その間も安保法制懇で様々な議論を行い、その中において、これまでの政府のそつした様々な答弁書あるいはまた答弁を我々もよく十分に検討させていただいたわけでございます。そつした中におきまして、そつした重要なもの等についても、これは要約したもの等も含めまして私は理解をしているつもりでございます。

「小西洋之君」はつきり自分で読んだかどうか」と述ぶ

委員長（岸宏一君） 小西洋之君、ちょっと

委員長のあれをしてから。

小西洋之君 はい、済みません。ありがとうございます。

はつきり御自分でお読みになったかどうかはおっしゃいませんでしたけれども、恐らく読んでいないんでしょう。

安倍総理が、そして安倍内閣が十分に検討せず、同盟国に対するという言葉の、たった一言の言葉への読替えて集団的自衛権を捏造した、その捏造されてしまった四十七年政府見解を作るきっかけになった国会答弁をお示しします。

作られたのが十月の七日、その僅か三週間前にこれを作った吉國長官の答弁です。憲法第九条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛をやるということは、どうしても憲法九条をいかに読んでも読み切れない、他国の防衛というのは集団的自衛権の行使でございます。水口社会党議員が集団的自衛権はできるのかとさんさんにお聞きになったあの答弁でございます。憲法九条をいかに読んでお読み切れないんですから、憲法の条文を変える以外あり得ないわけですよ。憲法ができてから、日本の国会が日本国憲法の下で国民のために奉仕をし始めてから変わらぬ、一ミリたりとも変わらない解釈をただおっしゃっているだけでござい

す。

しかも、この内容をより具体的に、安倍政権の解釈改憲を一撃の下に論破する内容をおっしゃっております。我が国が侵略をされて、同盟国に対するではなくて我が国、日本国に対する外国の武力攻撃が発生して、我が国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵される、さっきの言葉ですね、これ憲法十三条の言葉なんですけれども、我が国が侵略をされて、我が国民の生命などの権利が侵される、つまり根底から覆されるといふときに、この自国、日本を防衛するために必要な措置をとるといふのは、憲法九条で辛うじて認められている自衛のための行動。

つまり、日本国に対する外国の武力攻撃が発生して、武力攻撃が発生すれば日本国民の生命が根底から覆ります、それを、日本国民が死んでしまいう前に相手が、武力攻撃の着手と言っただけですけれども、その前に自衛隊がはね返す、この正当防衛だけは辛うじて認められる。よって、日本の同盟国に対して武力攻撃をしているある外国に対して日本の自衛隊が武力行使をする、この集団的自衛権は絶対認められないんですよ。これだけの問題でございます。

じゃ、次は真田次長でございます。同じく昭和四十七年政府見解を作られた、後に真田次長は法制局長官になられた方です。作られてから僅か四か月前ですね、同じ水口議員に対する答弁です。連带的関係にあったからといって、つまり同盟関係ですね、我が国自身が侵害を受けたのではないにもかかわらず、我が国が武力をもってこれに加するということは、これはよもや憲法九条が許しているとは思えない、我が国自身が侵害を受けたのではないにもかかわらずということ、我が国に対する外国の武力攻撃は発生していないということですね。あくまで同盟国に対する外国の武力攻撃、連带的関係にしか発生していない。なので、そういう状況の下では、我が国は武力をもって、つまり集団的自衛権をもってこれへ参加するということによもや憲法九条が許しているとは思

えないというふうに答弁をされているところでございます。

安倍総理に伺います。

昭和四十七年を作成したその当時の内閣法制局長官そして次長、それが作るきっかけになった国会答弁、そして同じ質疑者から受けた答弁で、集団的自衛権の行使はできない、なぜならば、日本国は憲法九条の下で、我が国に対する武力攻撃が発生したときにそれを正当防衛ではね返す、この個別的自衛権しかできないという論理で、集団的自衛権は絶対にできないということをこれ以上精緻に言いがたいほどおっしゃっております。

憲法九条から集団的自衛権は読んでも読み切れない、よもや集団的自衛権を九条が許しているとは思えないと答弁をされている方々が作ったこれになぜ集団的自衛権が論理として存在するんですよか。説明していただけますか。

内閣総理大臣（安倍晋三君） 政府がもうこれは再三答弁をさせていただいていることでございますが、昭和四十七年見解の基本的な論理であります。これを分かりやすく説明をさせていただければ、分かりやすく言えば、憲法第九条の下でも、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆られるという急迫不正の事態に対処する場合には例外的に自衛のための武力の行使が許される、これがまさに基本論

理であります。

それは、今申し上げましたように、国民の生命自由及び幸福追求の権利が根底から覆られるという急迫不正の事態に対処する場合には例外的に自衛のための行使が許されるということでありまして、平和安全法制においては、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえれば、この基本的な論理を維持して、この考え方を前提として、これに当てはまる場合として、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしてきたこれまでの認識を、ここを改めるわけでありまして、小西さん、よろしいですか。改め、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆られる明白な危険がある場合もこれに当てはまるとしたものであります。

つまり、これは、例えば四十七年見解当時は、北朝鮮には言わば日本を狙うミサイルもなかったわけでありまして、同時に、そのミサイルを落とすミサイル防衛というものもなかったわけでありまして、つまり、ここで、これ大切なことなんですからちゃんと議論をしなければいけないわけでありまして、ここで、まさに我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福の追求の権利がまさに脅かされようとしているわけでありまして、

これを守るために共同してその防衛に当たっている米国の艦船に対する攻撃から米国の艦船を防備するということは、まさにこれは国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るための行為であるわけでありまして、ここに、まさにこの基本的な論理を守りつつ当ではめがけるといふふうに考えなければなりません。まさにこれは論理的な帰結である」と、このように思つ次第でございます。

小西洋之君 全く関係のない答弁をすらすらとされましたけれども、私が御説明しているこの昭和四十七年見解の読替えのからくりというのは、もつ中高生でも分かることです。後から御説明いたしますけれども、あらゆる法律の専門家が認めていることです。

じゃ、十番を御覧いただけますか。  
もつ一撃で、もつと強烈な答弁をお示ししました。この昭和四十七年政府見解をお作りになつた角田、当時の第一部長、後に法制局長官になられ、後に最高裁の判事も務められました。この方の答弁です。集団的自衛権につきましては、全然行使できないわけでございますから、ゼロでございます、集団的自衛権は一切行使できない、日本の集団的自衛権の行使は絶対にできないといふふうに言っているわけでございます。驚くことでも何でもありません。これは歴代政府の憲法解釈です、ずっと六十年以上一貫していた。これを安倍

政権はできるといふふうに変えたわけでございます。

じゃ、先ほどの外国の武力攻撃ということに、同盟国に対するという読替えはこの角田長官の答弁からできないことは明らかなんですけれども、横畠長官がいらつしやいますので、この問題だけ、質問だけ答えてください。パネルの資料十というのがありますね。この括弧の中の言葉を読み上げていただけますか。

政府特別補佐人(横畠裕介君) この週刊誌の記事のことでございますか。

小西洋之君 はい。読み上げて。

政府特別補佐人(横畠裕介君) この週刊誌の記事のことでですね。

小西洋之君 はい、そうです。

政府特別補佐人(横畠裕介君) その週刊誌の記事を私がここで読み上げる意味がどこにあるのか、ちよつと分かりかねるのでございますけれども。(発言する者あり)

委員長(岸宏一君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

委員長(岸宏一君) 速記を起して。

小西洋之君に申し上げます。今、委員長も読めといふふうには聞こえなかつたので、御意見を言つたかと思つたんだ。

小西洋之君 じゃ、改めて。

委員長(岸宏一君) じゃ、小西洋之君。

小西洋之君 今、横畠長官のことが書かれていましたのでお読みいただこうと思つたんですけれども、私もこういう人が嫌がることをする人間ではないんですけれども、横畠長官は、さつき申し上げましたように、明らかに論理的におかしいことを絶対にこの国会の答弁ではきちんと答弁しないですね。国会の廊下の外に出ると小西先生のおっしゃるとおりと言つんですけれども、答弁席で絶対言わないので、読み上げていただこうと思いましたが、私が読みます。

これは、この昭和四十七年政府見解をお作りになつた角田第一部長が、実はこの角田第一部長、昨年の安保国会のときに私の質問がきっかけのこの週刊朝日のインタビューを受けられました、この中に本当に集団的自衛権があるのか、つまり、外国の武力攻撃というのは我が国に対するではなくて同盟国に対するにも読めるのかどうかを御質問されているんですね。この四十七年見解そのものを御覧になっていただけます。

読み上げさせていただきますけれども、「横畠君がそう言っているの。そういう分析をした記憶はないし、そういう理解はなかつたと思いますね。ここに書かれている「外国の武力攻撃」は、日本そのものへの攻撃のことです。日本が侵略されていないときにどうなる、なんて議論は当時なかつ

た。これを根拠に解釈改憲なんて夢にも思っていなかった。いやあ、よく掘り出したものだね」といふふうにおっしゃっております。

安倍総理に伺います。

この昭和四十七年政府見解を作った当の御本人が、外国の武力攻撃というのは我が国に対する以外にあり得ないといふふうにおっしゃっているんですけれども、なぜそれを同盟国に対すると読み替えて、集団的自衛権の論理を捏造することができるのでしょうか。論理的にお答えください、簡潔に。

内閣総理大臣（安倍晋三君） 委員も少し言葉遣いを冷静に使われたらどうかと、このように思います。

そこで、そこで、今、この週刊朝日の記事をよく読ませていただきますと、「日本が侵略されていないときにどうなる、なんて議論は当時なかった。」、当時、そういう議論は、だからしていないわけでありませう。そういう言わば安全保障環境について、当時とはまさに環境が変わったわけでありまして、現在と当時は違つたわけでありまして、政治家にとって大切なことは、国民の命を守り抜くために必要な自衛の措置とは何か、まさにこれは砂川判決で言われているところでありませうが、必要な自衛のための措置とは何かということを考え抜いていく責任があるわけでありまして、我々

はそれを考え抜いていく責任から逃れてはならないわけでありませう。

まさに、そこですすね、そこで我々は考え抜いた結果、新三要件の下で我々は限定的に集団的自衛権の行使を容認したところでありませうが、まさにこれは考え抜いた末、だから当時は議論をしていないのは当然でありませう。当時は、北朝鮮には日本を射程に入れるミサイルもありませんしミサイル防衛の技術もありません。言わば、日本を守るためにミサイル防衛の技術を使って日米が協力して撃ち落とすということができなかったわけでありませう。

そこで、国民の生命、自由及び幸福追求の権利を根底から覆されるおそれがそこでは生じるといふ、今、新しいこれは安全保障環境が生まれているわけでありませうから、そこで、私たちは国民の命を守り抜くといふこの責任の中において必要な自衛のための措置は何か考え抜いた結果、我々はまさに当てはめを変えたわけでございます。

小西洋之君 今、安倍総理は、角田当時第一部長がこの昭和四十七年政府見解を作られたときに今のミサイル防衛のような議論がなかったからといふふうに言っているんですけれども、そういう話じゃないんですね。戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認、軍事にすることを徹底的に定め、また憲法前文の平和主義の法理の下にある憲

法九条で集団的自衛権の行使が可能かどうかというその論理を当時の法制局長官たちは議論をしているんです。

後で私のホームページで公表させていただきましたけれども、今総理のお手元にも配っているこの週刊誌のさらに別のところ、角田長官のコメントです。「集団的自衛権をいささかでも認めるなどという考え方は、当時は全然なかった。与党、野党、内閣法制局を含めてね」、「集団的自衛権が何らかの形で認められるなんてどう考えてもなかったし、そういう主張をした人もいなかった」、そういう議論の中で作られたものがこれであるわけでございます。

結局、安倍総理がおっしゃっていることは、安倍内閣がおっしゃっていることは、論理的には絶対に認められようもないもの、日本語が日本語である限り、世の中に理屈や論理がある限り絶対に認められようがない同盟国に対する武力攻撃といふ言葉の読替えを強行して、この昭和四十七年政府見解の中に集団的自衛権を捏造しているわけでありませう。

これは法論理ではなくて政治です。政治よりも更にひどい、これはクーデターです。そのことをちゃんと、実は作るきっかけになった吉國長官がおっしゃっています。我が国に対する侵略が発生して初めて自衛のための措置をとり得るのだとい

うことかからいたしまして、集団的自衛のための行動は取れない。これは、私も政治論、さつき安倍総理が言ったような政策論のような話です、として申し上げているわけではなく、憲法第九条の法的な憲法的な解釈、すなわち、あらゆる行政権の行使は立憲主義の下、また法の支配の下、憲法の論理に服さないといけないんです。その論理を述べているだけなんです。

では、ちょっと時間が押してまいりましたので、もう一つ。

実は、私が先ほどから御質問させていただいているこの内容は、さつき冒頭申し上げました安保国会で最大の追及の争点です。安倍内閣の安保の法律が合憲なのか違憲なのか。この四十七年見解の中に集団的自衛権が書いてあるのかどうか、それだけを、事実を、真相を、真実を証明すればいいだけです。今証明させていただいたように、ないんです。じゃ、何でこんな簡単なことを国民の皆さんに伝わっていないかというところ、残念ながらまだ新聞が大きく報道するところまで行っていませんですね。最後の安保国会で新聞の皆さんに報道いただけるかなというところで強行採決が行われてしまいました。

この安保国会の中での議論を御紹介をさせていただきます。

今申し上げさせていただいた内容は、私だけが

言っているわけではございません。元最高裁の裁判官、元内閣法制局長官、そうした方々がおっしゃっております。

九月の十五日、参議院の安保国会、濱田最高裁判事です。四十七年の政府見解の作成経過及びその当時の国会での答弁などを考えますと、政府としては、明らかに外国による武力攻撃というものの対象は我が国であると、これは日本語の読み方として、普通の知的レベルの人ならば問題なくそれを強引に外国の武力攻撃というのが日本のものに限られないんだというふうに読替えをされている、あしき例であると。こうした集団的自衛権が存在するというのが言えるんですかというところ、裁判所に行って通るかというところ、それは通らない、将来の最高裁では通らないというふうにおっしゃっています。

下の宮崎元内閣法制局長官、黒を白と言いくるめる類いの話であるというふうにおっしゃっているところでもあります。

安倍総理に伺います。

あなたは何かにつけてレッテルを貼る、あるいは御自分の主張を強く主張されていますけれども、安倍総理が行っていることは真つ黒のものを白だと言っていることじゃないでしょうか。この昭和四十七年政府見解の中に集団的自衛権があると

いうレッテルを貼っているのではないのでしょうか。まさにそれは、自分の欲する解釈を得るために法文そのものの意図するところは懸け離れた主張をする、法の匪賊、法匪と言つてもしようがない暴挙ではないでしょうか。簡潔に答弁をいただきたいと思います。

委員長(岸宏一君) 時間がありませんので、簡潔に。

内閣総理大臣(安倍晋三君) はい。

それは違いますし、また、先ほどクレーダーという言葉を使われたわけですが、まさにクレーダーというのは軍隊を動かして民主的に選ばれた政府を転覆するものでありまして、我々の政権は、まさに二〇一二年の総選挙において勝利を得て、そして政権を担っているわけでございます。そして、その後も、一三年の参議院選挙そして一四年の総選挙においても圧倒的な議席をいただいているわけでございます、まさに国民の選挙を通じた意思の結果が安倍政権であるわけでありまして、その政権の閣議決定をクレーダーと呼ぶということ自体がまず基本的に間違っているんだらうと、このように思います。

そして、その御質問につきましては、それはまさに見解が全く違つたということではありますが、いずれにせよ、我々は、国民の生命を守るために、大きく安全保障環境が変わる中において、基本的



論理を守りつつ、そして当てはめを変えたという  
ことでございます。

委員長（岸宏二君） 以上で小西洋之君の質疑  
は終了いたしました。（拍手）